

ダイヤランド崎望館  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人蘭佑会が開設するダイヤランド崎望館通所リハビリテーション事業所（以下「当事業所」という。）が行う通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることに努める。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り当事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供にかかる以外の利用は代理人の了解を得ることとする。

【事業者の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ダイヤランド崎望館通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所
- (2) 所在地 長崎市ダイヤランド3丁目3番3号
- (3) 管理者名 許田 明

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師（兼務） 1人  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師 1人  
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士 8人、 作業療法士 2人 言語聴覚士 2人  
通所リハビリテーション利用者のリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (4) 看護職員 2人  
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員 10人  
利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 但し12月30日から1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 【利用定員】

第6条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は、50名とする。

### 【事業の内容】

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師及び理学（作業）療法士その他通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供の当たる職員によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- (4) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

### 【利用者負担の額】

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、サークル活動材料費、おむつ代その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

### 【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、長崎市三和・深堀・土井首・戸町・大浦・梅香崎・小島・桜馬場・長崎中学校区 とする。

### 【施設の利用にあたっての留意事項】

第10条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事  
施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・喫煙  
全館禁煙とする。
- ・所持金、備品等の持ち込み  
衣類、日用品は当日使用分を用意することとする。
- ・金銭・貴重品の管理  
事務所で預かることとする。
- ・通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時の医療機関の受診  
法令上、利用中の医療機関の受診は原則禁止とする。
- ・火気の取り扱い  
火災予防のため、火気の使用を禁止する。

### 【非常災害対策】

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。防火管理者は定期的に事業所職員に対して防火教育・基本訓練（消火・通報・避難）を実施する。

- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。

**【その他運営に関する重要事項】**

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を行う。

4 この規定に定める事項の外、運営のに関する重要事項については医療法人蘭佑会介護老人保健施設ダイヤランド崎望館の役員会において定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成13年 4月1日から実施する。

この規程は、平成15年 4月1日から実施する。

この規程は、平成17年10月1日から実施する。

この規程は、平成18年 1月1日から実施する。

この規程は、平成18年 4月1日から実施する。

この規程は、平成21年10月1日から実施する。

この規程は、平成25年 5月1日から実施する。

この規程は、平成25年 6月1日から実施する。

この規程は、平成25年 11月1日から実施する。

この規程は、平成29年 4月1日から実施する。

この規程は、平成30年 4月1日から実施する。

この規程は、令和元年 10月1日から実施する。

この規程は、令和3年 4月1日から実施する。

この規程は、令和4年 12月1日から実施する。

この規程は、令和7年 4月1日から実施する。